

業績評価と評価基準

- 健康保険法第七条の三十の規定により、「厚生労働大臣は、協会の事業年度ごとの業績について、評価を行わなければならない」とされている。
- 業績の評価にあたっては、「全国健康保険協会業績評価に関する検討会について」（平成23年2月4日保険局長伺い定め。以下「設置要綱」という。）により検討会を設置するとともに、毎年度の初回の検討会において、評価基準を決定（※）している。

※設置要綱では「検討会の運営に関して必要な事項は、座長が検討会に諮って定める」とされている。

評価基準の改正経緯

- 検討会設置当初から、独立行政法人の評価基準（厚労省独法評価委員会策定（平成13年決定、平成16年改定））に準じて業績評価基準を策定し評価を行っていた。当時、独法評価基準は、各府省独法評価委員会がそれぞれ独自に定めていたが、平成27年度に政府全体の統一的な指針（基準）が定められた。
- 令和2年度の検討会において、改正後の独法評価基準にある重要度・困難度などの考え方を業績評価基準に取り入れるべきとの意見が構成員からあり、見直しの検討を進め、令和3年度（令和2年度評価）に改正後の独法評価基準へ準拠する形で協会の評価基準の見直し（※）を行った。

※評価指標の明確化等、重要度・困難度の仕組みの導入。

事業計画と業績評価

- 事業計画（健保法第7条の27） 認可主体：厚生労働大臣 認可時期：事業年度開始前まで
- 業績評価（健保法第7条の30） 評価主体：厚生労働大臣 評価時期：事業年度の翌年度10月末頃

業務実績に関する評価の基準の見直し方針（案）

業績評価基準の見直し方針（案）

検討会は、第三者の視点を取り入れた適切な業績評価を行うことで、協会けんぽの業務運営の改善を目的としていることを踏まえ、個別の事業内容に関する議論を充実させる方向で業績評価基準の見直しを行うこととしたい。

具体的には、事業計画に重要度・困難度が付される項目数が多くなりつつあるのではないか等の課題に関して、事業計画に付される項目数に目安を置くこと等により解消を図り、事業計画に重要度・困難度が付された項目は評価していくこととしたい。

見直しに向けた進め方

- 令和7年度までは、既に厚生労働大臣が認可した事業計画に基づき事業運営が行われていることを踏まえ、令和8年度事業計画に基づく業績評価（令和9年度実施）から業績評価基準を見直す。
- そのため、令和8年度事業計画の認可手続き前（令和7年11月頃）までに、重要度・困難度の項目数の目安等について検討を進め、それらを踏まえて厚生労働大臣が令和8年度事業計画を認可する形としたい。
- 見直し方針による業績評価基準案については、引き続き検討を進め、令和8年度評価（令和9年度）までに策定し、あらためて検討会にお諮りしたい。

